令和９年度　有田町会計年度任用職員募集案内
【職種：特別支援員（パートタイム）】

職務内容	特別支援対応児童・生徒の支援業務
必要な資格・能力・経験等	-
任用期間	令和９年４月１日から令和 10 年3月 31 日まで ※勤務評価により、任期更新の可能性あり。
勤務日	週５日（原則、月曜日～金曜日） ※夏休みなど学校が長期休みの期間は、月に数日程度の勤務日となります。
勤務時間	午前８時 05 分から午後３時 45 分までの間で6.５時間 ※配属される学校によって業務開始時刻が異なります。
休憩時間	45 分
勤務場所	町内の小中学校のいずれか ※配属校は面接後に決定します
給与	参考：令和８年 12 月１日現在の時給 1,230 円 ※令和９年度の給与単価は 12 月中旬に決定します。
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより時間外勤務手当、賞与が支給されます。（賞与は週 15 時間 30 分以上の勤務が ６ ヶ月以上継続する見込みである場合に支給されます。）
通勤手当	２km 以上の場合に支給します。距離に応じて支給額が異なります。
休日・休暇	原則、土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月３日） 任用から６ヶ月経過後より年次有給休暇を 10 日間付与するほか、休暇関係の規則の定めるところにより有給又は無給の休暇が付与されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	労働者災害補償保険が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	給与支給日：末締め・翌月 15 日 健康診断あり 申請した場合、職務専念義務に支障がない範囲で営利企業への従事可能

特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙誓約書裏面の参照条文をご参照ください。

注）関係条例、規則等の改正の有無により変更を行う場合があります。